

飼養衛生管理基準における大臣指定地域の考え方

1. 大臣指定地域とは

家畜伝染病の病原体が野生動物に感染したことが確認された場合に、確認された家畜伝染病の性質及び同病に感染する動物の分布状況を総合的に検討し、家畜での発生リスクが高まっていると判断した場合、農林水産省告示で示す地域であり、当該地域に所在する農場はそのリスクの高まりに応じて追加的に防疫措置を講じる必要がある。

2. 大臣指定地域の対象範囲の考え方

(1) 対象疾病

飼養衛生管理の取組強化により、発生リスクを低減できる可能性が高い口蹄疫、CSF及びASFを対象疾病とする。ただし、口蹄疫は、空気伝播により感染が拡大することから、CSF及びASFに比較して、追加的防疫措置の内容は効果的なものに限定する。

なお、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザは、野鳥が感染源として想定されるが、野鳥の飛来範囲は日本全土に及ぶことから、対象疾病にはせず、平時からの対策を基本とし、追加的に防疫措置を講じる仕組みは設定しない。

(2) 対象地域

(1)の対象疾病の各特定家畜伝染病防疫指針に規定する搬出制限区域の考え方を踏まえて決定する。

(3) 対象農場

家畜伝染病予防法及び同法施行令に規定による(1)の対象疾病の対象家畜を飼養する農場とする。

3. 大臣指定地域の設定(案)

今般、関東甲信越、北陸、東海及び近畿において、広範囲にわたり野生いのししにCSFの感染が確認されていることを踏まえ、陽性野生いのししの確認地点から10km圏内に位置する都道府県(ただし、野生動物の生息状況及び諸島、都市部等の地理的要件により指定する必要がないと判断する市町村を除く。)をCSFに係る大臣指定地域に設定する。